

鬼北町の給与・定員管理等を公表します

※鬼北町ホームページにも掲載しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映状況	鬼北町				国			
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用								
標準に加え、上位の区分も適用								
標準に加え、下位の区分も適用								
標準の区分のみ適用	○	○						
ロ 人事評価を実施していない								

4 職員の手当の状況

1 期末手当・勤勉手当

鬼北町		愛媛県		国	
1人当たり平均支給額(平成27年度)	1,384千円	1人当たり平均支給額(平成27年度)	1,581千円	—	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	2.60月分	期末手当	2.60月分	期末手当	2.60月分
勤勉手当	1.60月分	勤勉手当	1.60月分	勤勉手当	1.60月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の等級による加算措置	5%~15%	職制上の段階、職務の等級による加算措置	5%~20%	職制上の段階、職務の等級による加算措置	
役職加算		役職加算	5%~20%	役職加算	
		管理職加算	15%~25%	管理職加算	
				10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)	鬼北町				国			
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用								
標準に加え、上位の区分も適用								
標準に加え、下位の区分も適用								
標準の区分のみ適用	○	○						
ロ 人事評価を実施していない								

2 退職手当(平成28年4月1日現在)

鬼北町		国	
(支給率)	自己都合 20.445月分	(支給率)	自己都合 25.55625月分
勤続20年	29.145月分	勤続20年	29.145月分
勤続25年	41.325月分	勤続25年	41.325月分
勤続35年	49.59月分	勤続35年	49.59月分
最高限度額	49.59月分	最高限度額	49.59月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置	2%~20%加算	定年前早期退職特例措置	2%~45%加算
1人当たり平均支給額	(平成27年度) 21,389千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

3 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	8,681千円			
支給実績1人当たり平均支給額(平成27年度決算)	469,249円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	11.5%			
手当の種類(手当数)	7種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	保健介護課・環境保全課職員	感染症の処理業務	0千円	月額1,000円
研究手当	医師(診療所)	病理生理学の研究	4,925千円	月額500,000円
緊急住診業務手当	医師(北平和病院)	研究事務	12,709千円	の範囲内
レントゲン技術従事手当	医師(診療所)	執務時間以外の緊急住診業務	3,600千円	月額100,000円
病理細菌取扱手当	看護師	レントゲン作業従事	72千円	月額1,500円
野犬等処理手当	環境保全課職員	病理細菌取扱業務	72千円	月額1,500円
行路死人処理手当	町民生活課職員	野犬等処理業務	12千円	死体処理等1件300円
		行路死人の死体処理	0千円	1体3,000円

4 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	30,937千円
職員1人当たり平均支給額(平成27年度決算)	247千円
支給実績(平成26年度決算)	31,375千円
職員1人当たり平均支給額(平成26年度決算)	247千円

5 その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額(平成27年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者がいない場合は1人のみ 11,000円 ・満16歳から満22歳の子の加算 5,000円	同	—	16,833	222,960
住居手当	・借家・借間居住者(月額12,000円を超えるとき) 支給限度額 27,000円 ・持家居住者 3,500円	異	国は持ち家制度廃止	5,024	251,209
通勤手当	・交通機関等利用者が片道2km以上支給限度額 55,000円 ・自動車等使用者で片道2km以上通勤距離に応じて 2,500円~47,200円	異	国は60km未満で2,000円~24,500円	9,223	89,116
日直手当	・勤務1回につき 4,200円	同	—	1,029	7,795
管理職手当	・診療所長 79,500円 ・課長級 42,900円~52,400円 ・課長補佐級 31,500円	同	—	16,251	457,775
初任給調整手当	・欠員の補充が困難であると認められる医師に新たに採用された職員支給限度額 412,200円	同	—	4,801	4,801,200
管理職員特別勤務手当	・管理職手当支給対象職員が緊急時等に休日等に勤務した場合1種から3種の職員で 6,000円~10,000円	同	—	0	0

1 総括

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	11,045	7,533,017	376,048	1,249,825	16.6	17.2

2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	職外手当	計 B		
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	141	501,830	73,433	193,102	768,365	5,449	5,536

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

3 ラスパイレス指数の状況

区分	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
鬼北町	91.3%	91.5%	93.1%	93.1%
類似団体平均	94.7%	95.0%	95.6%	96.4%
全国町村平均	95.4%	95.6%	95.8%	96.3%

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

4 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)		
28年度	円	円	円	%	%	%
	411,692	410,984	978	0.17	0.17	0.17

(注) 「民間給与」「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)		
28年度	月	月	月	月	月	月
	4.32	4.2	0.12	0.1	4.3	4.3

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

1 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
鬼北町	43.1歳	309,921円	357,481円	332,610円
愛媛県	44.7歳	340,457円	433,564円	373,226円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.1歳	302,840円	347,902円	327,761円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
鬼北町	51.4歳	5人	312,758円	334,518円	327,458円
愛媛県	51.2歳	244人	331,345円	369,880円	347,717円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
類似団体	50.8歳	5人	292,157円	310,623円	302,979円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

2 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	鬼北町	愛媛県	国	
一般行政職	大学卒	177,318円	180,730円	176,700円
	高校卒	145,106円	147,313円	144,600円
技能労務職	高校卒	140,099円	140,099円	—
	中学卒	—	124,432円	—

3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	258,579円	324,863円	373,814円	386,429円
	高校卒	255,968円	311,412円	343,500円	372,777円
技能労務職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
労務職	大学卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

1 一般行政職の級別職員数および給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	級	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高月給の給料月額
一般行政職	1級	主事	6人	6.3%	142,138円	247,537円
	2級	主査	12人	12.5%	192,428円	304,552円
	3級	主任	34人	35.4%	228,766円	350,526円
	4級	係長	27人	28.1%	262,092円	381,644円
	5級	課長補佐	11人	11.4%	288,190円	393,690円
	6級	課長	6人	6.3%	318,907円	410,955円

- (注) 1 鬼北町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
3 平成27年に5級制から6級制に変更している。